

五島市監査委員公表第3号

平成20年1月31日に提出された地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく住民監査請求について、同条第4項の規定に基づき監査を行ったので、同項の規定によりその結果を公表する。

平成20年3月27日

五島市監査委員 高 木 長 幸

五島市監査委員 熊 川 長 吉

第1 請求の内容

1 請求人

167人（別紙請求人名簿のとおり）

2 請求書の提出日

平成20年1月31日

3 請求の要旨

請求書に記載されている事項、これに添付された事実を証する書面及び請求人の陳述によると、請求の要旨は、次のとおりである。

(1) 請求の対象行為及び当該行為が違法又は不当であることの理由

市長は、e-むらづくり事業において、情報センター設備を基本合意書やIRU契約（有線テレビジョン放送サービスに関するものに限る。以下同じ。）を締結しないうまま、A社の社屋に設置した。A社とのIRU契約締結の交渉が決裂した結果、市長は、情報センター設備を五島市中央公園市民体育館（以下「市民体育館」という。）に移設し、平成19年12月7日、B社に対し情報センター設備の移設費17,705,603円を支出した。契約締結の交渉が決裂することも視野に入れて事業の推進を図るのが市長の責任であるのに、この責任を怠ったことによる情報センター設備の移設費の支出は、違法又は不当である。

(2) 監査委員に求める措置の内容

市長に対して次のように勧告するよう求める。

ア 平成19年12月7日、B社に対して支出した情報センター設備の移設費17,705,603円は、市長が支払う措置をとること。

イ または、IRU契約を将来締結するという予約の関係が成立しているのであれば、市が損害を受けているので、情報センター設備の移設費をA社に対して請求すること。

4 請求の要件審査

本件請求は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条に規定する要件を具備しているものと認め、平成20年2月6日に受理した。

第2 監査の実施

1 監査対象機関及び部局

(1) 監査対象機関 市長

(2) 監査対象部局 豊かな島づくり市長公室

2 請求人の証拠の提出及び陳述

地方自治法第242条第6項の規定により、平成20年2月18日、請求人に証拠の提出及び陳述の機会を設け、請求人は、同日新たな証拠を提出した上で陳述を行った。その際、同条第7項の規定により、関係職員が立ち会った。

3 関係職員の陳述及び調査

(1) 関係職員の陳述

ア 関係職員の陳述

平成20年2月18日に、次に掲げる関係職員から陳述の聴取を行った。その際、地方自治法第242条第7項の規定により、請求人が立ち会った。

豊かな島づくり市長公室 室長

室長補佐兼 e-むらづくり・重点施策推進班係長

e-むらづくり・重点施策推進班係長

イ 関係職員の陳述の要旨

(ア) IRU契約の方式を採用した理由

e-むらづくり事業においてIRU契約の方式を採用した理由は、既存のケーブルテレビ会社の設備を有効に活用するということである。市内には2つのケーブルテレビ放送事業者が実在しており、市が第一種通信事業者となって独自にケーブルテレビ会社を立ち上げることは、運営上の新たな経費を必要とするため好ましくないと判断した。また、既存のケーブルテレビ事業者に対して、IRU契約により市が整備した光情報通信網を貸し出すことで、ケーブルテレビ会社が持つヘッドエンド（放送に必要な送出機器群）をそのまま利用できるため、事業費の軽減を図ることができるということから、IRU契約による光情報通信網の貸出しを行うこととした。

(イ) IRU契約の相手方の選定

市が行った市内ケーブルテレビ会社に対する五島市光情報通信網等の貸出しによる住民サービス提供の提案募集（以下「当初の提案募集」という。）に対して、A社から、IRU契約による光情報通信網等の賃貸借料（以下「IRU契約料」という。）を33,113,000円とする内容の提案書（以下「当初提案書」という。）が提出された。その提案の内容を審査した結果、的確と判断し、A社を光情報通信網等を使った有線テレビジョン放送事業者として選定した。

(ウ) 当初からIRU契約を締結できなかった理由

IRU契約は、光伝送路を貸し付ける契約であるため、伝送路の特性上、工事が完成するまでは貸付物件の数量の特定が困難であり、また当時、伝送路は工事中で市の財産となっていなかったことから、伝送路工事が完成するまでの間、正式な契約を締結できない状況にあった。正式なIRU契約締結の時期としては、ケーブルテレビ放送の供用開始前を想定していた。

(エ) IRU契約締結の交渉が決裂した理由

平成18年12月21日A社から、自社の収支予想においてIRU契約料を

支払う前の収支がマイナス56,000,000円以上になるため、事実上IRU契約の締結は不可能であり、新たに放送委託業務契約を締結するよう市に対して要求があった。

市としては、A社から提出された収支予想の内容について不審な点が多く見受けられたので、何度もA社との間で協議を重ねたが、平成19年1月31日の協議において、A社の収支予想がマイナス38,000,000円でこれ以上収支予想の向上が見込まれず、この収支予想を含めて、A社が当初の提案募集に際して提出していた提案（以下「当初提案」という。）の内容と大きく違っていたことから、A社との協議を終了した。

(オ) A社に情報センター設備を設置した理由

次のような理由から、当時、市としては、A社に情報センター設備を置くことが最も合理的で経済的であると判断した。

- a 情報センター設備は、ヘッドエンド設備の近くに設置することが望ましいこと。
- b A社が、有線テレビジョン放送事業を行う上で施設の管理がしやすいこと。
- c 過去に整備した市のイントラネット設備がA社に設置されており、e-むらづくり事業で新たに構築する設備と連携が取りやすいこと。
- d A社が、光ケーブルを敷設する上で理想的な位置にあること。
- e 情報センター設備を収容するための新たな施設を建設する必要がないこと。
- f 情報センター設備がIRU契約での貸出物件であり、A社がIRU契約の相手方として内定していたこと。

(カ) 情報センター設備を移設した理由

議会からの指摘もあり、A社から情報センター設備を移設しなくて済むように、A社との間で当該設備の設置箇所の賃貸借契約の締結について検討してきたが、結果として協議が整わず、平成19年5月16日にA社から、同年6月15日までに当該設備を撤去するよう要求があった。

このような状況においては、今後、新たな放送事業者を選定したとしても、諸般の都合によりA社から情報センター設備の移設を要求された場合、IRU契約の基本である長期的安定した設備の貸出しが不可能となることから、当該設備を移設せざるを得ない状況になった。

(キ) 情報センター設備の移設に要する費用

情報センター設備の移設に要する費用は、平成19年度当初予算に計上し、議会の議決（付帯決議付きである。）を経ているので、正当なものと認識している。また、移設工事は、平成19年度予算の中で市の設備を移設するために

市が発注したものであり、その支出については問題ないものと考えている。

(2) 書面調査

平成20年2月8日に市長に対して関係書類の提出を求め、書面調査を行った。

(3) 関係職員の調査

平成20年2月26日に、次に掲げる関係職員から事情聴取を行った。

豊かな島づくり市長公室 室長

室長補佐兼e-むらづくり・重点施策推進班係長

e-むらづくり・重点施策推進班係長

農林課

課長

農務係長

水産課

課長補佐兼漁港係長

漁港係主査

4 実地調査

平成20年2月22日に、次に掲げる施設について実地調査を行った。

(1) 五島市 丁目 番号

A社の旧情報センター設備設置箇所

(2) 五島市三尾野町266番地1

市民体育館の情報センター設備設置箇所

5 関係人の調査

平成20年2月26日に、次に掲げる関係人から事情聴取を行った。

A社 専務取締役

常務取締役

部長

6 学識経験者からの意見聴取

平成20年3月6日に、次に掲げる学識経験を有する者から意見を聴取した。

弁護士

7 監査対象事項

請求書に記載されている事項、これに添付された事実を証する書面及び請求人の陳述の内容から、次の事項を監査の対象とした。

(1) 市長が平成19年12月7日にB社に対して情報センター設備の移設費を支出したのは、違法又は不当な公金の支出に当たるといえるか。

(2) 市に損害があり、かつ、情報センター設備の移設に関してA社に責めがある場合、市長がA社に対して損害賠償請求権を行使しないことが、違法又は不当といえるか。

第3 監査の結果

本件請求については、合議により次のように決定した。

本件請求には一部理由があると認め、次のとおり勧告する。また、別記のとおり意見を付す。

勧告

市長は、情報センター設備の移設費について損害額を確定し、平成20年6月30日までに、A社に対して損害賠償請求権を行使されたい。

以下、その理由を述べる。

1 事実関係の確認

監査対象事項について調査した結果、次のような事実関係を確認した。

(1) e-むらづくり事業の概要について

五島市は、平成16年8月1日に1市5町が合併して発足した。当時、市内においては情報通信基盤の整備に地域格差が生じており、これを期に五島市全域における高速情報通信網を整備し、情報通信基盤の格差をなくすとともに、情報通信技術の活用を行うことにより市民生活の向上や地域産業の振興を図るため、五島市e-むらづくり地区計画が策定された。

「e-むらづくり事業」とは、この五島市e-むらづくり地区計画の実現に向けての情報化施策全般を示すもので、農村振興支援対策事業、漁村コミュニティ基盤整備事業、五島市音声告知システム設置工事などが具体的な事業である。

平成16～19年度事業費 4,736,062,778円（H16年度 31,267,600円 H17年度 1,386,477,734円 H18年度 2,127,522,450円 H19年度見込み 1,190,794,994円）

(2) IRU契約について

「IRU契約」とは、関係当事者すべての合意がない限り、契約を破棄したり終了させることができない永続的な回線使用权(indefeasible right of user：破棄し得ない使用权)を認める契約の形態である。

平成17年8月15日市は、当初の提案募集を行った。同月31日市が出資を行っている第三セクターであるA社は、当初提案書を市に提出し、同年9月9日市は、A社に対し、五島市e-むらづくり地区計画に基づく住民サービスの提供に要する五島市光情報通信網等の貸出先の内定を通知した。

市とA社との間にIRU契約についての契約書は作成されていないが、A社が光情報通信網等の貸出先として内定され、その内定通知書に「電気通信設備等の賃貸借に関する契約を協議のうえ締結する必要があります」と記載されていること並びに市及びA社の両者がIRU契約は必ず結ぶものとして事業を進めていた状況が認められることから、IRU契約を締結するという予約の関係が成立していたことが推認される。

(3) 情報センター設備の設置について

「情報センター設備」とは、五島市光情報通信網の通信の基幹となる機器で、有線テレビジョン放送のテレビ放送波をサブセンターに配信し、またインターネットやイントラネットなどの情報を中継、制御する設備である。

平成17年1月27日、市とA社とは、五島市農村振興支援総合対策事業（情報基盤整備事業）において、市が整備する情報センター（CATV）施設の管理について、委託契約を事業実施時に締結することを確認するという覚書を取り交わし、同年11月28日A社は、総務省に有線テレビジョン放送施設の変更許可申請書を提出した。

平成18年1月11日、市及びA社が出席した光情報通信基盤整備工事の月例工程会議（以下「月例工程会議」という。）において、情報センター設備の設置箇所をA社の編集室とすることが決定され、同月30日市は、A社に当該設備の搬入を開始した。それは、情報センター設備から試験信号を送出して光伝送路と無線伝送路の調整を図りながら工事を進める必要があったためである。

(4) ケーブルテレビの試験放送について

平成18年5月10日、市及びA社が出席した月例工程会議において、試験放送を同年10月から配信することが決定され、試験放送は、同月から平成19年8月2日まで配信された。

(5) 情報センター設備の設置に係る賃借料について

情報センター設備をA社の社屋（発電機については、同社屋の敷地）に設置したことについては、五島市財務規則（平成16年五島市規則第43号）第90条が市長に対して、契約をしようとするときに契約書を作成することを義務付けているにもかかわらず、市とA社との間に賃貸借又は使用貸借に関する契約書が作成されていない。しかしながら、使用貸借となることが明白である場合は格別、他人（本件においては、営利法人である。）の建物及び土地に自己の所有物を設置するときには賃貸借料が発生するということが社会通念であり、関係職員及び関係人の事情聴取からしても、市がなにがしかの賃借料をA社に対して支払うという合意があったことについて相当の蓋然性が認められるから、両者の間に口頭による建物及び土地の賃貸借契約が成立していたことが推認される。したがって、情報センター設備をA社に設置したときから市に一定額の賃借料支払債務が発生したことになるところ、当該賃借料については、歳出予算に計上されておらず、予算の流用、予備費の充当等の措置も講じられていない。

(6) IRU契約締結の交渉が決裂した経緯について

A社は、当初、サービス料金1,165円のコースで提案をし、市は、その内容を審査した結果、A社を光情報通信網等の貸出先に内定した。

ところが、市は、e-むらづくり事業のエリアにおいて3分の1が難視聴地域であったため、A社を光情報通信網等の貸出先に内定した後、サービス料金525円のコース設定を検討し、A社と協議した。当初提案書にサービス料金525円のコースはなく、これは旧福江市内における一部難視聴地域を救済するための特別な料金であったが、A社は、市の強い要望もあり、サービス料金525円のコースを設定した。これにより、A社の収入が、当初提案における計画（以下「当初計画」という。）より大幅に減少することとなった。しかしながら、平成17年12月11日にA社が作成した収支予測に関する計画書における収入金額は、サービス料金525円のコースを設定しても当初提案の収入金額168,000,000円と同額となっており、当初提案の収支案と変わらないものとなっていた。

平成18年10月31日A社は、市に提出した「懸案・協議事項について」という文書において、収入計画が当初計画の3分の1にダウンしたことによるIRU契約の見通しについて、協議開催を要望した。同年12月21日から平成19年1月22日にかけて、A社が数回にわたり提出した収支予想では、IRU契約料がマイナス56,263,318円ないしマイナス38,720,347円となっており、また人件費が当初計画よりも極端に増加するなど、当初提案の内容と違ってきた。市は、収支案が赤字のままのIRU契約は困難であると判断し、平成19年1月31日、IRU契約締結の協議は決裂した。

その後、平成19年2月13日、A社から市に対して協議再開の要望があり、同月28日にかけて両者間でIRU契約締結に向けてのやり取りがあったが、市は、A社が提出した収支案に整合性がないため受け入れることができないと判断した。

(7) 情報センター設備の移設について

市長は、情報センター設備の移設に要する費用を情報センター機器移設工事請負費の一部として平成19年度五島市一般会計予算に計上して同年3月6日に議会定例会に提案し、同月23日、当該予算は議決された。

その後、市長は、平成19年5月11日にA社がIRU契約の放送事業者にならないことを正式に決定し、同月16日には、A社から市に対して、情報センター設備を設置している部屋の利用計画があるので同年6月15日までに当該設備を撤去するよう要求があった。

平成19年7月19日市長は、B社と情報センター機器移設工事請負契約（請負金額99,750,000円）を締結した。

平成19年8月2日市長は、試験放送信号をC社（現在はD社）に切り替え、同月7日・8日に情報センター設備をA社の社屋から市民体育館に（発電機については、同月9日に同社屋の敷地から市民体育館屋外に）移設した。

平成19年10月23日市長は、B社と情報センター機器移設工事の変更契約（請

負金額0円)を締結し、同月26日、情報センター機器移設工事が完成した。

平成19年12月7日市長は、情報センター設備の移設費を含む情報センター機器移設工事請負費99,750,000円をB社に対し支出した。

なお、支出関係書類を審査した結果、当該支出は、議決された予算に基づき適正に執行されており、財務会計上の違法性は認められない。

(8) A社との交渉が決裂した後の議会への報告について

市長は、A社との契約締結の交渉が決裂した後、議会に対して次のとおり報告を行った。

ア 平成19年3月7日 全員協議会 A社とのIRU契約協議の経過について

イ 平成19年3月12日 総務委員会 情報センター設備移設費を含む平成19年度一般会計予算について

ウ 平成19年3月14日 総務委員会 情報センター設備移設費について

エ 平成19年4月27日 全員協議会 e-むらづくりにおける有線テレビジョン放送に関する途中経過について

オ 平成19年6月4日 全員協議会 e-むらづくりにおける有線テレビジョン放送事業者の選定について

カ 平成19年8月20日 全員協議会 e-むらづくり事業の経過について

2 監査委員の判断

以上を踏まえ、次のように判断した。

(1) 市長がB社に対して情報センター設備の移設費を支出したのは違法又は不当であるという主張について

請求人は、「情報センター設備を基本合意書やIRU契約を締結しないまま、A社の社屋に設置した。」としているので、当該設備の設置の時期及び場所並びに契約の状況について検討する。

情報センター設備をA社に設置するための搬入が開始されたのは平成18年1月であり、情報センター設備から試験信号を送出して工事を進める必要があったこと及び同年10月には試験放送を配信していることから、IRU契約を締結する前に当該設備をA社に設置したことについては、必要性があったことが認められる。

情報センター設備の設置場所をA社に決定したことについては、第2の3(1)イ関係職員の陳述の要旨の(オ)により、合理的な理由があったことが認められる。

また、情報センター設備の設置について契約書は作成されていないが、市とA社とは、市が整備する情報センター(CATV)施設の管理について覚書を取り交わし、その後、A社が総務省に有線テレビジョン放送施設の変更許可申請書を提出していること、市及びA社が出席した月例工程会議において情報センター設備の設置箇所をA社の編集室とすることが決定された後、市がA社に当該設備を搬入してい

ること並びに当該設備が平成19年8月に搬出されるまでA社に設置されていたことから、当該設備をA社に設置することについては、市とA社との間に合意が成立していたことが推認される。

したがって、情報センター設備をA社に設置したことについては、合理的な理由があり、情報センター設備の設置に係る賃借料について予算措置を講じなかったことを除き、市長の裁量権の範囲内であることが認められる。

次に、請求人は、「契約締結の交渉が決裂することも視野に入れて事業の推進を図るのが市長の責任であるのに、この責任を怠った」としているので、検討する。

I R U契約については、1 事実関係の確認の(2)のとおり、契約書は作成されていないが、市とA社との間にI R U契約を締結するという予約の関係が成立していたことが推認される。

市長がI R U契約締結の交渉が決裂することを予測することができたかについては、市がA社を光情報通信網等の貸出先として内定しており、I R U契約の締結について予約関係にあったこと、A社は市が出資を行っている第三セクターであり信頼関係にあったことなどから、市長がI R U契約締結の交渉が決裂することを予測することは困難であり、これを予測しなければならない特段の事由もなかったというべきである。

また、情報センター設備をA社から移設することになったのは、I R U契約締結の交渉が決裂し、A社から市に対して当該設備を撤去するよう要求があったからであり、やむを得ない措置であったことが認められる。

したがって、請求人が主張する「契約締結の交渉が決裂することも視野に入れて事業の推進を図るのが市長の責任である」ということについて過失があったとは認められない。

次に、情報センター設備を移設することが議会に報告されていたかについて検討する。

1 事実関係の確認の(8)のとおり、契約締結の交渉が決裂したことについての議会への報告は遅かったが、その後においては、市長が、情報センター設備の移設を含め、e-むらづくり事業の経過について議会に報告していることが認められることから、情報センター設備の移設については、市長が議会に報告をしながら実施したものである。また、その工事費は、議決された予算に基づき執行されている。

よって、情報センター設備をA社に設置し、I R U契約締結の交渉が決裂した結果、市民体育館に移設したことについては市長の裁量権の範囲内であり、過失があったとは認められないこと、市長は情報センター設備の移設について議会に報告しており、その工事費が議決された予算に基づき執行されていることから、市長が情報センター設備の移設費を支出したことが違法又は不当であるということはできな

い。

- (2) 市に損害があり、かつ、情報センター設備の移設に関してA社に責めがある場合、市長がA社に対して損害賠償請求権を行使しないことが、違法又は不当であるという主張について

1 事実関係の確認の(6)のとおり、IRU契約締結の交渉が決裂した直接の原因は、A社が市の要望により当初提案になかったサービス料金525円のコースを設定し、結果として当該コースに視聴者の契約が集中したことによって収入見込額が当初計画の3分の1にダウンしたことによるのであるから、A社は、市の強い要望があったとしても、当該料金設定を受け入れるべきではなかったというべきである。なぜならば、当初の提案募集の仕様書に「ユーザーの利用料金は、借受人の積算によって決定することを原則とするが、その料金はあらかじめ五島市と協議しなければならない。」と記載され、市と協議のうえサービス料金を決定することが提案募集の条件であったが、光情報通信網等の貸出しがIRU契約によることも提案募集の前提であったのであるから、A社は、IRU契約料を支払える範囲内でサービス料金を決定すべきであったからである。

このように、A社は、本来設定すべきではないサービス料金525円のコースを設定し、当初提案の収入金額と同額の収支予測に関する計画書を平成17年12月に作成した。しかし、A社は、市に対して、平成18年10月31日付けの文書により、収入計画が当初計画の3分の1にダウンしたことによるIRU契約の見通しについて協議開催を要望し、その後、平成19年1月22日までに数回にわたり収支予想を提出したが、その収支は大幅な赤字であり、当初計画と比較すると人件費が極端に増加したものとなっている。

以上のことから、A社には、収入が減っているにもかかわらず人件費を増額するなどIRU契約締結に向けての企業努力が見られず、信義に従い誠実に交渉しようとする態度が見受けられない。

また、A社は、関係当事者すべての合意がない限り、契約を破棄したり終了させることができない永続的な契約であるIRU契約を前提とした提案募集に応募し、光情報通信網等の貸出先の内定を受けて予約の関係にあったにもかかわらず、その収支が赤字では、使用期間全体にわたる合理的な使用料金の設定がされていることが要件であるIRU契約の締結は不可能であるから、IRU契約締結の交渉が破綻した原因は、A社の信義則上の義務違反によることとなる。

このA社の信義則上の義務違反により、市は、A社に設置していた情報センター設備を市民体育館に移設せざるを得なくなったのである。この移設に要する費用は、IRU契約が締結されていれば支出する必要がなかった経費であり、市が支出しているのであるから、市に情報センター設備の移設費の全部又は一部に相当する額の

損害が生じており、これにより市は、A社に対して損害賠償請求権を有することとなった。

上記のとおり、市は、A社に対して信義則上の義務違反（契約締結上の過失又は不法行為）に基づく損害賠償請求権を有しているが、市長はこれを行使していない。そこで、その不行使が違法又は不当であるかについて検討する。

地方公共団体が有する債権の管理について定める地方自治法第240条、地方自治法施行令第171条から第171条の7までの規定によれば、債権を理由もなく放置したり免除したりすることは許されず、原則として、地方公共団体の長にその行使又は不行使についての裁量はないと解されている（最高裁判所平成16年4月23日第二小法廷判決 平成12年（行ヒ）第246号）。

したがって、市において、A社に対して損害賠償請求権を有していると認められる以上は、これを行使しないことを正当化し得るような特段の事情でもない限りは、その不行使は違法というべきことになる。

そこで、市長が損害賠償請求権を行使しないことに合理的な理由があるかについて検討する。

IRU契約の締結に関する交渉は、平成19年1月31日をもって決裂し、市長は、その原因がA社にあると主張している。交渉は、同年2月28日まで継続したものの成立することなく、市長は、情報センター設備の移設に要する費用を平成19年度五島市一般会計予算に計上して同年3月6日に議会定例会に提案し、同月23日に議会の議決を経た。

その後、市長は、平成19年5月11日にA社がIRU契約の放送事業者にならないことを正式に決定し、同月16日にはA社から情報センター設備を撤去するよう要求があったことから、同年7月19日にB社と情報センター機器移設工事請負契約を締結し、同年12月7日に情報センター設備の移設費を含む情報センター機器移設工事請負費を支出したものである。

したがって、市長は、IRU契約の締結に関する交渉が決裂した原因がA社にあると主張した上で、情報センター設備の移設に要する予算を平成19年3月6日に議会に提案しているのであるから、当該設備の移設に要する費用が発生した場合にはその費用の全部又は一部に相当する額が市の損害になることを、同日には認識し得たものである。仮に、その時点においては損害発生の認識がなかったとしても、少なくとも情報センター機器移設工事請負契約を締結した同年7月19日には損害の発生を認識し得たのであり、その工事費を支出した同年12月7日以後には市の損害額を確定し、A社に対する損害賠償請求権を行使することができたというべきであり、同請求権を行使しないことに合理的な理由は存しない。

よって、市長が、情報センター設備の移設に関してA社に対する損害賠償請求権

を行使すべきであったにもかかわらず、監査日現在においても同請求権を行使していないことは、不当に財産の管理を怠っているものと判断せざるを得ない。

(3) 結論

以上のとおり、市長がB社に対して情報センター設備の移設費を支出したことについては、違法又は不当であるということはできず、請求人の主張には理由がないと判断したが、市長が情報センター設備の移設に関してA社に対する損害賠償請求権を行使しないことが違法又は不当であるかについては、不当に財産の管理を怠る事実が確認されたので、請求人の主張には理由があると判断し、市長に対して必要な措置を講ずるよう勧告するものである。

また、本件の監査を行った中で、是正すべき事項が認められたので、次のとおり意見を付す。

意見

1 事業の実施等について

当初提案の募集及び光情報通信網等の貸出先の内定において、IRU契約料が将来にわたる費用を考慮したところで設定されていなかった。事業の計画、決定及び実施に当たっては、将来にわたる経費を十分に分析して執行されたい。

また、現在市内においては、市が提供する情報の新たな格差が生じているため、市民においては、平等なサービスが享受できない状況にある。すべての市民に平等なサービスを提供できるような措置を講ずることを要望する。

2 情報センター設備の設置に係る賃借料について

1 事実関係の確認の(5)のとおり、情報センター設備の設置に係る賃借料の予算措置が講じられていない。市長は、当該賃借料をIRU契約の中で相殺するか検討することにしていただけと主張するが、これらを相殺することが地方自治法第210条が定める総計予算主義の原則に反するかどうかは別として、IRU契約は締結されていないのであるから、当該賃借料をIRU契約料と相殺することはできない。したがって、予算措置を講ずることなく情報センター設備をA社に設置したことは、地方自治法第211条又は第218条第1項及び第232条の3の規定に違反する疑いがあるので、今後の事業の実施に当たり留意されたい。

3 議会及び市民への情報の提供について

市長においては、IRU契約締結に関するA社との交渉が決裂したことについての議会への報告が遅れたことを反省し、市民、議会及び執行機関が意識を共有することができるよう、今後、本件事業を含め、他の事業においても速やかな情報の提供に努められたい。

4 監査委員に対する資料等の提出について

今回の監査において、事業費の精査をするための情報センター設備移設費の実績の根拠となる資料の提出等について十分な協力が得られなかった。このことは、地方自治法が、執行機関及び職員の協力があることを当然の前提として監査委員に強制的な調査権を付与していないことからして、その機能を制限するものであり、遺憾である。

(別紙) 請求人名簿 (省略)

参考 (職員措置請求書)

請求の要旨

平成19年12月7日、中尾郁子五島市長は情報センター移設工事費17,705,603円をB社へ支出した。

その支出は、e-むらづくり事業に伴い情報センターを基本合意書やIRU契約を締結しないまま、A社社屋に設置し、A社との「交渉」が決裂した結果、中央公園体育館へ市が移設した経費である。これは市民に二重の負担を強いたこととなります。「交渉」決裂も視野に入れて事業の推進を図るのが市長の責任である。この責任を怠ったことによる移設費の支出は不当である。

よってこの移設費用は、五島市長が支払う措置をとるよう求めるものです。

なお、情報センター移設工事および告知放送センター設置にかかる経費内訳表(添付資料)のうち、移設費予算27,777,454円の内訳と実績額17,705,603円についても精査を求めます

(社名を除き、請求書の本文を原文のまま掲載した。)

(事実証明書一覧)

- 1 「CATVセンター設備市民体育館に移設へ」と題する新聞記事の写し(平成19年6月14日長崎新聞掲載)
- 2 情報センター移設工事および告知放送センター設置にかかる経費内訳表
- 3 告知放送センター設置電気設備工事請負費に関する支出命令書、完成払請求書及び工事完成検査調書(以下「支出命令書等」という。)の写し
- 4 告知放送センター設置内装工事請負費に関する支出命令書等の写し
- 5 告知放送センター設置屋根工事請負費に関する支出命令書等の写し
- 6 情報センター機器移設工事請負費に関する支出命令書等の写し
- 7 他市のケーブルテレビの基本(最低)料金
- 8 A社作成の「状況報告 当社とe-むらづくり事業の関わり」と題する書類

- 9 平成19年3月7日開催の五島市議会全員協議会資料
- 10 市長名による「五島市光情報通信網等の貸し出しによる住民サービス提供の提案募集について（依頼）」と題する書類
- 11 平成19年3月議会定例会会議録の写し中、平成19年度五島市一般会計予算に対する付帯決議に関する部分